

M&I 生活設計と資産運用

もしものホーム法務

遺産分け

父の会社への貢献認めて

会社員Aさん(50)は父を亡くした。長年、父の経営する小さな会社を手伝ってきて、病気を患った父に代わって会社を取り切った時期もある。「おまえが手伝ってくれた分は、いつか必ず報いてあげるから」。

父からそう言われていたAさん。父に尽くした分、遺産を多めに受け取りたいと、弟に打ち明けたところ、弟は反対した。どう考えればいいのか。

被相続人(この場合は父)の財産の維持・増加に特に貢献した場合、その度合いに応じて遺産を多く受け取ることが出来ます。民法で「寄与分」と呼びます。寄与分が認められるのは、被相続人の事業を手伝った場

合や、介護や看病をした場合などです。

Aさんは病気の父の代わりを務めるなど、父親の仕事に対する貢献度は大きいと考えられます。これまでに仕事の対価を受け取っていなかった場合、寄与分を主張することができると考えられます。

寄与分を誰かに認めるかどうかは、相続人の間で協議して決めます。協議が不調なら、最終的に家庭裁判所の判断を仰ぐこととなります。Aさんは、手伝った仕事の内容や、それがどのように財産維持・増加に寄与したかなどを具体的に示す必要があります。ほとんど無給であったり、会社の事業拡大に明らかな貢献があったりすれば、より大きな金額が寄与

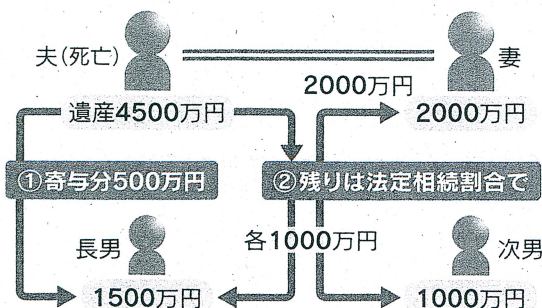
相続人で協議、不調なら家裁

寄与分を考慮した遺産分割の計算例

〔亡父の遺産4500万円、長男の寄与分500万円、相続人が妻、長男、次男のケース〕

ステップ① 長男が寄与分500万円を確保

ステップ② 500万円を遺産4500万円から控除。残りを法定相続割合(配偶者が1/2、子供が残り等を等分)で分割



分として認められます。逆に親の会社の一社員として給料を受け取っていたようなケースでは寄与分は認められにくいでしょう。協議などで本人が主張する金額がそのまま認められるとは限りません。むしろ「認められる金額との間にギャップがある場合が多い」と弁護士の菅俊治さん

は話します。よくあるのが、親を介護していた人が、親を介護していた時間が労力の対価を求めがちです。しかし菅弁護士によると、「介護は本来、家族が応分に負担すべきものというのが法律の基本的な考え方」です。家族としての責任範囲を超えて

介護をした場合に限り、寄与分は認められます。

一定の寄与分が認められた場合、遺産はどう分けられるのでしょうか。寄与分にあたる分をまず本人が確保します。そのうえで残りの財産を法定相続割合に応じて分けます。例えば遺産が4500万円あり、妻と長男、次男が相続人だとします。長男に寄与分が500万円認められました。この場合、長男がまず500万円を確保します。残りの4000万円のうち2分の1は妻のもので、そして残った2000万円を改めて兄弟2人で分けます。仕事や介護などで明らかに貢献があった人に報いた場合は、生前に報酬や贈与をしておくのが無難です。難しい場合は遺言に明記しておけば、家族間でトラブルになるのを避けられるでしょう。